開発行為等に伴う塵芥集積所の設置基準

１　施設の位置

（１）宅内収集以外は、道路に面した場所であること。

（２）３トン収集車で施設に横付けし、円滑な収集作業が可能なスペースを確保すること。

（３）収集車のバック走行を要しないところ。

（４）収集車の停車により、一般車両の交通を遮断しないところ。

２　施設の基準面積

施設の面積は２０世帯あたり４平方メートルとし、これを超えるものについては、１世帯あたり０．２平方メートルを加算する。

但し、小規模住戸形式集合住宅（独身寮、ワンルームマンション等）については、２戸で１世帯分として扱う。

３　施設の形状

（１）施設は原則として、正面を除く３面に高さ１メートルのブロックを積んだ直方体とし、上部にネット用のフックを外向きにつけること。

（２）開口部および奥行きの幅は１．２メートル以上とすること

（３）道路との段差が無いようにし、道路に向かって勾配をつけること

（４）カゴを設置する場合は、開口部の高さ１．８メートル以上、幅１．２メートル以上、奥行き１．２メートル以上とすることとし、扉をつける場合はスライド式のドアとすること。

４　申請手続き

（１）設計前に環境美化センターと事前協議すること。

（２）施設完成時に、申請書を自治会長より提出してもらう。

（３）環境美化センターで現地を調査・確認のうえ許可する。